

# 高教組速報

長崎高教組 長崎市中川 2 丁目 2-5 TEL (095) 827-5882

2013年度  
第 16 号

2013年11月8日  
文責 馬場 隆

## 第 2 回確定交渉 (11/7)

### 賃金カット等での学校現場の切実な声への対応を求める

高教組は 11 月 7 日、現業職賃金についての第 1 回交渉と確定交渉の第 2 回交渉を行いました。現業賃金交渉には高教組から大場委員長と馬場書記長、事務現業職員部から山口・前田両副部長が、第 2 回確定交渉には、本部執行部 5 人と長崎・佐世保・島原の支部役員 3 人が参加しました。

#### 県教委：現業職にも 56歳以上の昇給停止を提案

最初に行われた現業賃金交渉で県教委は、他職と同様、給料表とボーナスは改定しないとするとともに、56 歳以上の職員について、来年 4 月からは昇給しないこととする提案を行いました。高教組は、現業職に限らず、この提案は受け入れられないと回答するとともに、現業職員においては、最高号給に到達している職員がいないという状況からいっても、この提案が他職以上に現業職員に大きな打撃を与えると指摘して、提案の撤回を求めました。

また、現業職員にも関係する事務室の多忙化問題に関連して、現在、国会に提出されている授業料無償化への所得制限導入法案が成立すれば、事務室は大変な状況になると訴え、県教委の対応を質しました。これに対して県教委は「県としても、大変な問題ととらえており、国に対しても、来年度からの実施は困難と訴えるとともに、所得制限を導入するのなら、人的経費も含めて対応措置をおこなうよう求めている」と回答しました。

#### 賃金カットで苦しんでいる 現場の教職員の声を受け止めよ

続いて行われた第 2 回確定交渉では、佐藤佐世保支部長が「7 月からの賃金カットで多くの職員が苦しんでいる。借金をしながら子どもへの仕送

りをしてきた教職員がさらに大きな借金をせざるを得なくなったという例もある。もし、これが 4 月以降まで続くことになれば、教職員の気持ちの面でも、家庭の経済の面でも、大変なことになる」と訴え、少なくとも 4 月以降については、本来の給与の支給を確約することを求めました。これに対して県教委は、「言われたことは全職員の思いだと思う」「知事会や教育長協議会から頻りに要望書を出すなどして地方の声をあげている」と述べながらも、「4 月以降は大丈夫ですとはっきり言うことはできない」という回答にとどまりました。

高教組は、「国がカットしてきたから、国の措置がはっきりしないから等の言い訳ばかりだ。県として何か工夫して、教職員の待遇改善の具体案を示せ」と迫り、部活動手当の改善等も含めて、教職員の切実な要求に応えることを求めました。

#### 56歳以上昇給停止の提案に道理なし

前回交渉で県教委が提案した 56 歳以上の昇給停止について高教組は、「人事委員会が報告で強く求めている 4 月以降の本来の給与支給を確約できないのに、人事委員会報告を口実に 56 歳以上の昇給停止を提案することは納得できない」「人事委員会報告も、現給保障廃止の時の『廃止する必要がある』という表現とは違って『検討が必要』と述べているだけだ」と県教委提案に道理がないことを示し、重ねて撤回を求めました。県教委は、人事委員会報告の表現が現給保障廃止の時とは違うことを認めましたが、他県で実施している県が 11 県あることなどをあげて、提案の理由を強弁しました。

確定交渉は 11 月 19 日(火)までに、あと 2 回の交渉があります。残りの重点要求署名や様々なご意見を高教組にお寄せください。

労働条件を改善させるのは団結の力です 教職員の要求実現のためにあなたも高教組へ